

# 府中市社会福祉士資格取得費用等助成要綱

平成30年 9 月 12 日

要綱第71号

(趣旨)

第1条 この要綱は、専門的な知識や技術を有する社会福祉事業等従事者の拡充を図り、もって市内における適切かつ安定した福祉サービスの提供を図るため、社会福祉士の資格の取得又は介護職員初任者研修の受講に要する費用の全部又は一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類等)

第2条 この要綱による助成金の種類、助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）、助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額（以下「助成額」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、通知書により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第5条 前条第2項の規定により助成金の交付の決定の通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、請求書により市長に助成金を請求するものとする。

(変更の届出)

第6条 助成決定者は、申請した内容に変更が生じたときは、変更届に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(助成決定の取消し)

第7条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の規定による助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の取消しをした場合であつて、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、助成決定者に助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(延滞金)

第9条 市長は、前条の規定により返還を命じた者が返還するべき額を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(違約加算金)

第10条 第8条の規定により助成金の返還を命じたときは、助成決定者にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させるものとする。

(様式)

第11条 この要綱の施行について必要な様式は別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則 (令和元年12月13日要綱第44号)

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

付 則 (令和6年3月21日要綱23号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条）

助成金の種類、助成対象者、助成対象経費及び助成額

助成金の種類	助成対象者	助成対象経費	助成額
社会福祉士 資格取得費 用助成金	次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第2号又は第3号に該当する者として受験した社会福祉士試験に合格した者であって、合格した旨の証明書の交付を受けてから1年を経過していないものであること。 (2) 社会福祉士として、市内の社会福祉士就労事業所において3月以上継続して就労している者（労働者派遣により就労している者を除く。）であること。 (3) 同種の助成金その他の給付金（教育訓練給付金等を除く。）を受けていないこと。	養成施設の入学選考料及び学費（入学金、授業料、実習費、テキスト代等を含む。）	次に掲げる額を比較して、いずれか少ないほうの額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）。ただし、10万円を限度とする。 (1) 助成対象経費から助成対象者が受けた教育訓練給付金等の額を除いて得た額 (2) 助成対象経費に3分の1を乗じて得た額
介護職員初 任者研修費 用助成金	次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 (1) 介護職員初任者研修課程（以下「研修」という。）を修了した者であって、修了した旨の証明書の交付を受けてから9月を経過していないものであること。 (2) 訪問介護員又はこれに準ずる者として、市内の介護職員等就労事業所において3月以上継続して就労しているもの（労働者派遣により就労している者を除く。）であること。ただし、当該者が登録ヘルパーである場合は、就労を開始した日から第3条の規定により申請をする日までの間の従事時間が90時間を超えている場合に限る。 (3) 同種の助成金その他の給付金（教育訓練給付金等を除く。）を受けていないこと。	研修の受講料（テキスト代、演習費用等を含む。）	助成対象経費から助成対象者が受けた教育訓練給付金等の額を除いて得た額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。）。ただし、8万円を限度とする。

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 社会福祉士試験 法第5条に規定する社会福祉試験をいう。
- (2) 社会福祉士 法第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) 社会福祉士就労事業所 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業を行う事業所、同法第26条第1項に規定する公益事業を行う事業所その他の社会福祉士が就労する福祉施設又は福

社に関する事業所であると市長が認めるものをいう。

- (4) 労働者派遣 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する労働者派遣をいう。
- (5) 養成施設 法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等をいう。
- (6) 教育訓練給付金等 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項に規定する教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金、同法第31条の10において準用する同法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金及び勤務先から受けた修学に係る費用をいう。
- (7) 介護職員初任者研修課程 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (8) 訪問介護員 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項の政令で定める者をいう。
- (9) 介護職員等就労事業所 介護保険法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者及び同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者がその事業を行う事業所、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害者福祉サービス事業を行う事業所、同法第5条第1項に規定する障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害者通所支援事業所、同法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他の訪問介護員及びこれに準ずる者が就労する福祉施設及び福祉に関する事業所であると市長が認めるものをいう。
- (10) 登録ヘルパー 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者であって、月、週又は日の所定の労働時間が、一定期間ごとに作成される勤務表により、非定型的に特定されるものをいう。